



2024年12月吉日

お客様各位

株式会社 JAL カーゴサービス
輸入・上屋事業部

医薬品貨物の保管基準の変更について（ご案内）

拝啓 貴社におかれましては、益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、医薬品貨物につきましては、お客さまよりご依頼がある場合に限り、弊社が提供する医薬品専用定温庫 (+2°C～+8°C、+15°C～+25°C) に保管しておりましたが、今後は IATA が策定した CEIV Pharma に準じた医薬品の取扱いに基づき、下記の基準にて弊社医薬品専用定温庫に保管し、係る料金を請求させていただきます。

引き続き、皆様にご愛顧いただけますよう、医薬品貨物の品質管理に努めて参りますのでご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 運用開始日：2025年1月1日（水）到着貨物より

2. 対象貨物：IATA SPECIAL HANDLING CODE 『PIL』の表示がある貨物

3. 取扱いについて

(1) 保管指示のない貨物（変更点）

① 『PIL』表示のある貨物で、便到着前までに保管指示がない場合、AWB 上の温度指示に従い、医薬品専用定温庫の設定温度帯 (+2°C～+8°C、+15°C～+25°C) に適合する場合は、医薬品専用定温庫に保管いたします。

② 『PIL』表示のある貨物で AWB 上に温度指示がない場合は、保管温度帯が不明なため、一般保管（常温）とします。特殊保管が必要な場合には、JT0 ポータルサイトより別途保管指示をお願いいたします。

(2) 保管指示のある貨物（変更なし）

① JT0 ポータルサイトより便到着前に保管指示をいただいた場合、指示通りの保管をいたします。

4. その他留意事項

① 医薬品専用定温庫には、ドライアイスが含まれる貨物およびClass2危険物の貨物（引火性・非引火性ガス、毒性・非毒性ガス）を保管することはできませんので、ご留意ください。

5. お問い合わせ先：

株式会社 JAL カーゴサービス 輸入・上屋事業部
0476-32-3324

以上